

認定こども園 高松東幼稚園 重要事項説明書

1 事業者

事業者の名称	学校法人 四国高松学園
代表者の氏名	理事長 佃 昌道
法人の所在地	香川県高松市春日町 960 番地
法人の電話番号	087-841-3255

2 事業の目的・運営方針

本園は、乳幼児の尊厳なる生命を尊重し、乳幼児の心身の発達を助長し創造的思考力の基底を培い、豊かな情操の表現力の育成につとめ、集団生活により社会性を養い道徳性の芽生えを助け、それらの幼児教育の実践と理論を相互に高め合う研究的幼保連携型認定こども園であることを目的とする。

幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとの認識の下、満3歳以上の幼児に対する教育並びに保育を必要とする乳児及び幼児に対する保育を一体的に行いつつ、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。満3歳未満の乳幼児においては養護を中心とした保育とともに、その年齢に適した環境を工夫し、知的好奇心を育むことを目的とする。

本園は、前項の目的を実現するため、幼児教育の理論を研究し、園児の全在園時間を通じての実践により、次の各号に掲げる目標の達成に努める。

- (1) 健康安全で幸福な生活のために必要な日常の基本的習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図り、強靱な体力を養うこと。
- (2) 園内外において集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と自主、自立及び協同の精神並びに道徳性の芽生えを養うこと。
- (3) 身近な自然等の周囲の環境に対する興味や関心を養い、それらに対する理解及び思考力の芽生えを養うこと。
- (4) 日常の会話や童話、絵本等に親しむことを通して、言葉の使い方を正しく導き、言葉表現する力を養うこと。
- (5) 音楽、身体表現、造形その他の方法による創作的表現に親しみ、豊かな感情と表現力の芽生えを養うこと。
- (6) いたずらに知識を授けるのではなく、自ら創造的に考える力を発達させること。
- (7) 満3歳未満児においては、養護を中心とした保育を行い、且つ各年齢に応じた自己効力感を育むこと。

本園の職員は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境に関わりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めるものとする。本園は、教育基本法、児童福祉法及び認定こども園法その他の法令並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。

本園は高松大学並びに高松短期大学の教育・保育実習を行う。

3 幼保連携型認定こども園の概要

(1)概要

施設の名称	認定こども園 高松東幼稚園
施設の所在地	香川県高松市春日町 688 番地
連絡先	電話番号 087-841-2306(代) FAX 番号 087-843-2973
管理者氏名	園長 横川 和章
法人創立年月日	1968 年 6 月 28 日
事業認可年月日	2017 年 3 月 28 日
職員数	園長 1 人、副園長 1 人、教頭 2 人、主幹保育教諭 1 人、保育教諭 50 人程度(看護師 2 人含む)、栄養士・調理員 4 人、事務職員 3 人、運転手 4 人、バス補助員 3 人、音楽講師 1 人、マナー教室講師 1 人 ※保育教諭等の人数については、在籍児数等により変動することがあります。

(2) 利用定員

年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
学級編成	—	—	—	2クラス	4クラス	4クラス	4クラス	14クラス
1号認定子ども	—	—	—	32人	57人	57人	57人	203人
2号認定子ども	—	—	—	—	55人	55人	55人	165人
3号認定子ども	12人	30人	40人	—	—	—	—	82人
計	12人	30人	40人	32人	112人	112人	112人	450人

※学級編成については、利用人数の関係で変動することがあります。

(3) その他

扱う保育事業の種類	一時預かり保育、延長保育
職員への研修実施状況	職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるためにすべての職員に対して実施。
自己評価の概要	職員による教育内容などの事後評価を事業終了ごと、および年間評価を年1回実施し、教育に関する能力の向上に努めています。
申し込みが定員を上回る場合の選考方法	1号認定子ども；申し込み後の面接にて選考。 2・3号認定子ども；保育の必要性の高い順番で高松市が選考します。
嘱託医	小児科医；齋藤慎一、歯科医；松崎 晃、薬剤師；土居英之

4 教育・保育の提供を行う日(学期を含む)及び時間、提供を行わない日

区 分	1号認定子ども	2・3号認定子ども※
教育・保育の提供を行う日	月曜日～金曜日(長期休業等の休園日は除く)	月曜日～土曜日
教育・保育を行う時間	8:30～14:00 8:30～11:30(第2・4水曜日/各学期の始業式・終業式/年度当初と夏季休業日前の10日前後/満3歳児の入園日から7日間) <一時預かり保育> 月～金 7:30～8:30/14:00～18:00 ※午前保育の場合は11:30～18:00 月～金(長期休業中) 7:30～18:00 ※さらに延長する場合最長 7:00～19:00	7:30～18:30 <延長保育> 7:00～7:30 18:30～19:00
教育・保育の提供を行わない日	土曜日、日曜日、国民の祝日等 学年始休業日 4月 1日～4月 7日 夏季休業日 7月 21日～8月 31日 冬季休業日 12月 25日～1月 7日 学年末休業日 3月 25日～3月 31日	日曜日、国民の祝日等 12月 29日～1月 3日
	天候や感染症の流行等により休園する場合があります。	

◆ 2・3号認定子どもについて、保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた園児の場合

7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間、その他の保育を必要とする時間を勘案し、本園と協議のうえ個別に決定します。但し、入園当初お子さんが無理なく新しい環境に慣れ、スムーズに園生活が始められるよう一定期間、保育時間を短縮する「慣らし保育」がありますので、ご協力をお願いします。上記以外の時間帯において、就労時間・通勤時間等やむを得ない理由により保育が必要な場合は、朝は7時から、帰りは19時までの範囲内で、延長保育を提供します。(延長保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途延長保育料等が必要となります。)

(2) 保育短時間認定を受けた園児の場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間、その他の保育を必要とする時間を勘案し、本園と協議のうえ個別に決定します。但し、入園当初、お子さんが無理なく新しい環境に慣れ、スムーズに園生活が始められるよう一定期間、保育時間を短縮する「慣らし保育」がありますので、ご協力をお願いします。上記以外の時間帯において、就労時間・通勤時間等やむを得ない理由により保育が必要な場合は、朝は7時から、帰りは19時までの範囲内で、延長保育を提供します。

(延長保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途延長保育料等が必要となります。)

5 施設の概要

敷地面積	9,385 m ² (園舎、園庭、駐車場等含む)
建物	北館(RC造3階建)、東館(鉄骨造2階建)、南館(RC造2階建)、西館(鉄骨造2階建)…延床面積3,012.74 m ² 、その他施設(車庫等)
施設の内容	・乳児室63.28 m²、ほふく室152.86 m²(東館1階) ・保育室(18室; 北館1・2階、南館1・2階) ・絵本の部屋、ホール(北館3階) ・事務室、保健室、保管庫他(5室; 西館1階) ・配膳室、調乳室、クッキングルーム(東館1階) ・遊戯室、子育て支援室、一時預かり保育室(東館2階、西館2階)
設備の内容	冷暖房

6 保護者の負担について

(1) 基本料金

	1・2号認定子ども	3号認定子ども
保育料	無償(保育料無償化)	支給認定を行った市町村が定める利用者負担額
入園手数料	2,000円	
入園・進級時保育事務諸経費	500円/年	
施設設備費 (バス通園利用料)	2,100円/月～3,150円/月(乗車距離による) ※通園バス利用者のみ	
漢字教育費	570円/月(3・4・5歳児のみ)	
特別教育費(音楽教室・キッズ アート・マナー教室・フレンズタイム(英語) ・サッカー教室等)・環境充実費	満3歳児・3歳児 …… 500円/月 4歳児 …… 1,000円/月 5歳児 …… 1,500円/月	
給食費等 ※年度途中で金額変更する場合があります。	<1号認定子ども> ・給食費(月～金曜分) 各月初の学年毎の給食予定回数×360円 ※予定回数変更の場合は、翌月で精算 ・間食費(満3歳児のみ) ……350円/月(8月は除きます。) <2号認定子ども> ・給食費 各月初の学年毎の給食予定回数(月～金曜分)×360円 ※予定回数変更の場合は、翌月で精算 ※土曜日及び入園・卒園式当日、8月13・14・15日、 その他園が特に定める日の利用者は、360円/回、 現金で徴収いたします。 ・間食費(月～金曜分) ……2,090円/月 ※土曜日及び入園・卒園式当日、8月13・14・15日、 その他園が特に定める日の利用者は、110円/回、 現金で徴収いたします。	
PTA会費	400円/月	

保育料引落手数料	100 円(口座毎、消費税別途)…香川銀行・百十四銀行 ※高松信用金庫の場合無料	
実費徴収 ※その都度必要分のみ 集金します。	○制服(夏用・冬用・体操服・スモック・帽子・かばん含む)代金… 満3歳児(3,200円程度)+3歳児(26,000円程度) ※個人差があります。 ○保育用品等代金…満3歳児(1,300円程度) +3歳児(7,600円程度)+4歳児(5,000円程度) +5歳児(2,500円程度) ○防災頭巾(3～5歳児) ○日本スポーツ振興センター共済掛金・全日私幼稚園児傷害保険料 ○入園式・卒園式写真代金, 園外保育料, 観劇代, ティヤンプ 料金 ○造形作品展示材料費 ○卒園関係代金 等	○午睡用布団の 乾燥消毒代金 (920円/月) ○日本スポーツ振 興センター共済掛 金・全日私幼稚園 児傷害保険料等

(2) 一時預かり保育利用料(1号認定子ども)

7時30分から8時30分までの利用額	100円/回
保育終了後から18時までの利用額	400円/回
長期休業中他の利用額	800円/回

※1ヶ月ごとに利用希望日、時間などの予定を記入した申請書を前月25日までに提出し、園長の承認後、利用できます。(長期休業期間中にかかる場合、提出期限が前倒しになる場合もあります。)

※教育・保育及び運営上、預かり保育を行わない日があります。

※利用時間を更に延長する場合、10分につき100円となります。(最長7時～19時)

※詳細は、別要項にて定めます。

(3) 延長保育料(2・3号認定子ども)

延長利用(30分ごと)料金	1,000円/月
---------------	----------

※1ヶ月ごとに希望する延長時間の申請書を前月25日までに提出し、園長の承認後、利用できます。

(4) 土曜保育(2・3号認定子ども)

・保護者全員が労働しており、祖父母等、身近に保育をしてくれる人がおらず、子どもの家庭保育ができない場合のみご利用可能となります。

・1ヶ月ごとに希望する土曜保育の申請書を前月25日までに提出し、園長の承認後、利用できます。

※教育・保育及び運営上、保育を行わない日があります。

7 入園・退園・転園・休園・卒園に関する事項

(1) 入園

ア 本園は、1号認定子どもの入園選考については、申し込み後の面接にて選考します。

イ 2号認定子ども及び3号認定子どもの入園については、市町村が利用調整を行います。

(2) 退園

ア 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望月の25日までに退園届を提出してください。

イ 園長は、次のいずれかに該当する場合には、園児を退園させることができます。

- ・2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなった時。
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時。

(3) 転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望する時は、転園希望月の前月13日までに転園届を提出してください(土・日・祝日の場合はその前日の平日となります)。

(4) 休園

ア 1号認定子どもについて、病気その他の理由により休園を希望する時は、速やかに園長に申し出るものとします。

イ 園児が多数伝染病に罹患する等、教育・保育上重大な影響がある時は、休園となる場合があります。

(5) 卒園

本園は、園児が小学校に就学した時は、教育・保育の提供を終了します。

8 給食・間食について

実施方法	外部搬入(満3歳～5歳昼食)……(有)一泉料理センター 業務委託(0歳～2歳昼食、0歳～5歳 2号認定児間食)……(株)ボスコフードサービス
給食の方針	毎月、月末に翌月の献立表を配付します。
アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、所定の書類の提出が必要です。個別に相談のうえ、除去可能なものは除去食・代替食で対応します。(その場合、別メニューになることがあります)

9 健康診断等について

(1) 健康診断

年2回、嘱託医が健診します。健診の結果については、文書で通知します。

(2) 身体計測

0 ～ 2 歳 児	毎月1回、身体計測を行います。結果については連絡ノートに記入し通知します。
満3 ～ 5 歳 児	毎月1回、身体計測を行います。結果についてはお帳面に記入し通知します。

(3) その他

- 歯科検診については、全園児年1回実施します。結果については文書でお知らせします。
- 満3歳～5歳児は、プール前健診、尿検査、視力・聴覚検査(満3歳児を除く)を行います。

10 年間行事予定

(満3歳児～5歳児)

月	行 事 内 容
4 月	始業式、入園式、PTA 総会、個人懇談 (3 歳)
5 月	保育参観(4～5歳)、幼稚園まつり(5歳)
6 月	プール開き、PTA バザー、内科検診、歯科検診
7 月	七夕会、プール参観(3～5歳)、個人懇談(希望者)、デイキャンプ(5歳)、終業式
8 月	夏季登園日
9 月	始業式、お月見会
10 月	運動会、秋祭り、内科検診(2回目)
11 月	卒園記念観劇(5歳)、ドッジボール大会(5歳)、造形作品展示
12 月	もちつき大会、個人懇談(5歳、希望者)、クリスマス会、衣装打合せ、終業式
1 月	始業式、衣装合わせ参観、交通安全教室(5歳)
2 月	豆まき、お遊戯会、学年末参観(5歳)、内科検診(新入園児)
3 月	ひなまつり、学年末参観(満3歳・3・4歳)、PTA 読み聞かせの会、卒園式、終業式

・お誕生会(毎月)

(0歳児～2歳児)

- ・お誕生会(毎月)・保育参加及び学級懇談会(6月)・親子遠足(10月)・運動会(10月)
- ・生活発表会(12月)・保育参観(2月)

※予定は暦の関係で前後することがあります。詳細は前もってお知らせします。

※上記のほかに、各月年齢ごとに、幼稚園バス等を使って園外保育に出かけます(3～5歳)。

11 緊急時の対応等

(1) 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先へ速やかに連絡します。また必要に応じて、保護者の指定する医療機関又は受診可能な医療機関に連絡し、職員が付き添って受診します。その際には、保険証の提示等が必要となりますので、保護者が医療機関に出向いていただくことを基本とします。緊急の場合については、救急車を呼んで対応します。

(2) 投薬について

保護者以外の人が薬を与えることは法律で禁止されています。詳細は、生活のしおりをご覧ください。

12 非常災害時の対応

火災や震災、洪水等の自然災害が発生した場合は緊急避難所(園内または高松大学・高松短期大学敷地内)にて待機することが基本となります。状況によってはバス運行を中止し、携帯メールにて連絡事項を配信します。(通信の混雑や停電等により配信が困難な場合がありますので、緊急事態の際には園へのお迎えをお願いします。)

非常時の対応	消防計画書及び「緊急・災害時の対応」により対応します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・非常照明灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他 カーテン、敷物等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

13 保育内容に関する相談・苦情

本園利用相談窓口	・窓口担当者 教頭 奈古 武 ・苦情解決責任者 園長 横川 和章 ・利用時間 9:00~17:00 ・電話番号 087-841-2306
第三者委員	佐々木 利子 ・役 職 高松短期大学 准教授 ・電話番号 087-841-3255

14 園児に対する保険

保険の種類	保険の内容
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付	国、学校(含認定こども園)の設置者、保護者の三者による互助共済制度です。園の管理下での負傷により受診した際、一定額以上療養費を支払った場合は、センターから医療費給付が受けられます。加入の手続きは園で一括して行います。受診時は保護者の医療保険証を使い、立て替え払いをお願いします。することになります。
全日本私立幼稚園連合会・全日本私立幼稚園PTA連合会のJK保険	全日本私立幼稚園連合会の会員園対象の傷害保険です。園の管理下での負傷が対象となります。通院や入院の日数などで保険金給付が受けられます。加入の手続きは園で一括して行います。

15 利用にあたってのその他の留意事項、禁止事項・制限事項

- ・車での送迎は、交通規則やマナーを守り、駐車、発進の際は、細心の注意をお願いします。
- ・園敷地内は禁煙です。
- ・他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は一切禁止です。
- ・保護者の負担する費用を滞納した場合及び職員への暴言・威嚇・その他の迷惑行為を行った場合は、除籍されることがあります。

重要事項説明同意書

本園における幼児教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名： 認定こども園 高松東幼稚園

説明者職・氏名： 園長 横川 和章

私は、本書面に基づいて認定こども園高松東幼稚園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

園児氏名：

保護者氏名：

園児から見た続柄：

個人情報使用同意書

貴園への入園に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること
- ・ 他の幼稚園・保育園(所)等へ転園する場合、その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

令和 年 月 日

認定こども園 高松東幼稚園 園長 横川 和章 様

保護者住所：

園児氏名：

保護者氏名：

園児から見た続柄：